

大分県「県民の森」について(II)

—地帯区分と森林施業—

大分県緑化推進課 古 田 康 夫
〃 小 閔 昇
〃 真 路 博

1. はじめに

本県民の森は、現代社会の要求する美しい自然の中のレクリエーション及び身心鍛練と自然教育又は林業啓蒙の場とするものである。

しかし、本地域の現況は従来自由な森林施業の結果、針広幼壮齡林が人交り雑然とした林相を示す森林地帯であるため、県民の森にふさわしい森林景観に誘導しなければならない。

2. 森林の現況と植生

本地域の森林現況（表-1）は、人工林が大半を示め、針葉樹、広葉樹ともに幼壮齡林が多く、竹林はモ

ウソウ、マタケなどである。

スギ林は、低地型のスギ=フュチゴ群集と高地型のスギ=カナクギノキ群集に区分でき、ヒノキ林は、標高650mを境に下部はタチツボスミレ、タラノキなど、上部はアセビ、マツブサなどを林床植生とする。アカマツ林は、人工、天然生林共にアカマツ=ヤマツツジ群集で、鎧ヶ岳周辺標700m以上ではアカマツ=オソツツジ群集からなる。クヌギ林は、樹冠にネムノキを時々混入する程度で大部分が純群落を形成し、林床植生はヒノキ林やアカマツ林に共通する植物が多い。コナラ林は、標高200m以上に点在し、林床植生がクヌギ林と共通しないのが特徴である。アラカシ林

表-1 県民の森区域の森林現況

区分	スギ	ヒノキ	アカマツ	クヌギ	その他広	竹林	原野	耕地等	計
面積(ha) 比率(%)	1,643.17 36.7	842.47 18.8	731.43 16.4	709.78 15.9	440.78 9.9	8.97 0.2	59.88 1.3	35.34 0.8	4,471.82 100.0

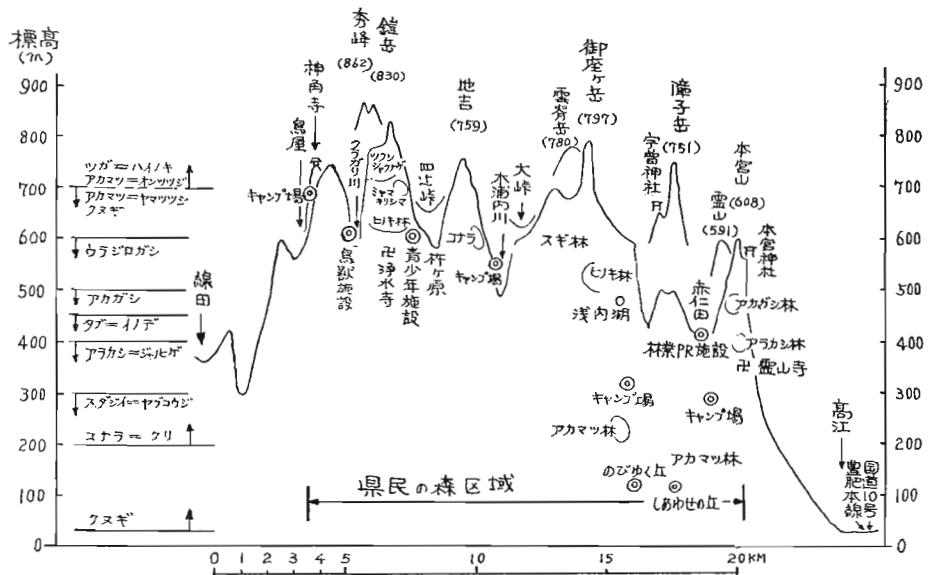


図-1 現在植生における植生限界

は、霧山中腹標高400mに存在するのみで、アカマツ林と相成の共通するところがある。アカガシ林は、木宮中腹標高450m～500mに存在し、シキミ、ハイノキのほかに林床植生を欠いでいる。シデ林は、2林分でイヌシデ、コナラ、クロモジなどが存在する。スキ草原は、霧山周辺のマルバハギ、タカトウダイなどと四辻峰周辺のコガシ、メドハギなどの植生に分れ両者の境界は御座ヶ岳付近と考えられる。

3. 森林施業の方向づけ

森林レクリエーションは、森林単独で存在するよりも他の自然的要素と道路や多種の施設が介在し初めてその価値を現わすが、反面レクリエーションの利用度が高くなると自然度が低くなる、そこで施設を自然への出発点とし、自然度が高くなるに従い保全地域、保存地域と連続的に並存させることにした。ここで問題になるのが保全地域の森林施業の方法である。この地域は保健休養機能と森林生態を考え合せた施業が必要で、保健休養機能をもつ森林は一般に人工林より天然林、幼齢林より高齢林、單層林より複層林、單純林より混交林の方が望ましい。しかし人工林でも一斉同齡林の造形美も認められるし、天然林でも放置された雜木林の連続は魅力に乏しい。

そこで、本県民の森の人工林については小面積分散伐採を行なうとともに群状あるいは単木状に保残木を残す方法と、天然生林については森林の気候的極盛相に導く方法とする。気候的極盛相に導く一つの目安として大分県民の森植生調査報告書及び大分県の植生から現存植生の植生限界(図-1)を標高別に求め、それぞれの森林に誘導し終局で極盛相とする方針である。

4. 地帯区分と森林施業

地帯区分は地形、植物、水、気象などの自然風景的要素に人文的因素を加味し区分(図-2)することにした。(1)特別保護区域、特に自然景観がすぐれ、あるいは特異な植生、学術又は人文景観上貴重なものとしてツクシシャクナゲ群落地、ミヤマキリシマ群生地、コナラ、アカガシ、アカマツの天然生林、神社仏閣の境内林を特別保護区域として保存する。(2)保護区域、県民の森として自然景観を維持するため風致維持を必要とする区域で、大分市街地から望見され背後地となる森林地帯と各山岳の頂上付近又は道路沿線及び主要施設周辺を保護区域として保全する。(3)保全区域、森林のもつ保健休養的効果を高度に発揮するために森林造成と改良する区域で、安定した森林群落の形成と林縁効果の増進及びレクリエーション利用の調和を図る。(4)施設区域、利用施設の専用地区を施設区域とし、一部造園的手法を用い環境整備を図る。(5)普通区域、通常の森林施業を行なう地域を普通区域とし、県民の森全体の風致を考慮して施業を行なうもので、人工林は区分皆伐に一部保残木を残す方法と天然林は択伐又は保残木を残す方法により風致の維持につとめることにする。

5. おわりに

森林施業については、地形、林況、景観などによりモザイク状に適宜組合せ具体的に導く必要があるが、今回は県民の森の総論的なものについて述べた。本年度から森林施業の実施を始めたのでその成果を順次報告することしたい。なお民有林地に対する施業制限などの問題点があるため、現在民有林地の買上げを進めている。

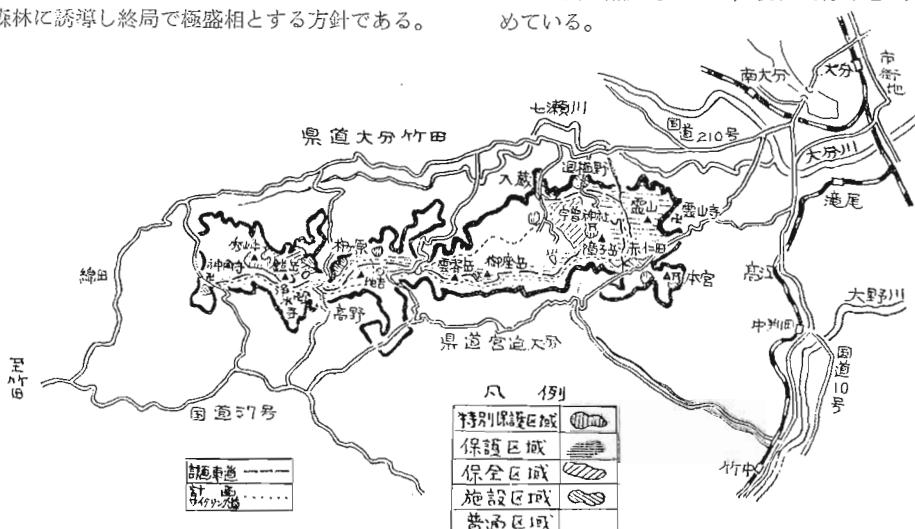


図-2 県民の森地帯区分図